

大都市圏政策ワーキングチーム設置要綱

平成21年6月12日 国土審議会広域自立・成長政策委員会決定

(設置)

- 1 国土審議会広域自立・成長政策委員会に大都市圏政策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

(任務)

- 2 ワーキングチームは、大都市圏制度に関する政策のあり方について調査審議し、その結果を委員会に報告する。

(招集)

- 3 ワーキングチームの会議は、座長が招集する。

(議事の公開)

- 4 ワーキングチームの会議は、公開するものとし、その議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 5 4のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

- 6 ワーキングチームの庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

(雑則)

- 7 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの議事及び運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。